

第24回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成24年7月30日（月）18時30分から20時42分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 29人（欠席者0人）
出席委員 石坂卓也（副会長）、石丸和弘、伊地山和茂、大谷一江、小林又市、小林義明（会長）、小松日出雄、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫、清水八千代、鈴木和夫、田中一枝、馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、町田宇平、水野浩、野納敏展、山添登、山本益雄、和田純男、浜三昭（副会長）、吉野弘巳、澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一、竹内富士夫、長岡博之
- 4 出席者
参 与 河村孝（三鷹市副市長）、小林一三（調布市副市長）
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、和田良英、飯高秀男
J F Eエンジニアリング株式会社 大村嘉則
パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 6人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
第23回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項
ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について
- 4 その他
(1) その他報告
① 新ごみ処理施設建設工事進捗状況について
② 新ごみ処理施設愛称募集について
(2) 次々回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】 第23回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料2】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題
(第18回～第23回地元協議会において出された課題)

【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(たたき台)
【総括的な提案】

【資料4】 第7条第2項に定める測定項目、測定方法及び回数等(案)

【資料5】 災害廃棄物の受け入れに関するふじみ衛生組合の考え方(案)

【資料6】 第9条第2項に定める遵守事項(案)

【資料7】 第10条に定める専門組織

【資料8】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設のあり方に関する覚書(案)

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

2 報告事項

第23回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会 長 : ここから私が進行させていただきます。

まず、ふじみ衛生組合参与のご兩名、河村参与、小林参与、出席をいただいております。よろしくお願いたします。また、会議の時間ですけれども、8時半までとなっておりますので、よろしくご協力のほどお願いたします。

本日は29名の皆様にご出席をいただいております。会議は成立いたします。

それから、説明のためパシフィックコンサルタンツ株式会社、JFEエンジニアリング株式会社のご出席をいただいております。よろしくお願いたします。

次第の2番目、報告事項、第23回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要

旨について、何かございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会 長 : 事務局で、議事録の公開、お願いいたします。

3 協議事項

ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について

会 長 : 次第の3番目、協議事項に移ります。ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について、前回総括的な提案がありましたが、前回に続いてということになります。資料2及び資料3の差しかえがありましたので、そのほうはお済みでしょうか。

まず第1章、第2章ですが、前回協議した課題等についていろいろご意見がありました。事務局がまとめておりますので、まず説明をいただき、1章、2章を一括で質疑を行いたいと思います。

G 委員 : それでは、私のほうから前回の課題となりました点についてご説明をさせていただきます、また、事務局の対応の方向性についてもあわせてご説明をさせていただきます。使います資料は資料の2、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題（第18回から第23回地元協議会の課題のまとめ）。そしてあわせて資料の3、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）、総括的な提案、そして資料の4、第7条第2項に定める測定項目、測定方法及び回数等案、それと資料の5、災害廃棄物の受け入れに関するふじみ衛生組合の考え方（案）、以上を用いてご説明をさせていただきます。資料説明が飛ぶ場合には私のほうで資料番号を申し上げてからご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料の2をごらんください。前回ご議論をいただいた部分について赤字で書いてございます。また、その課題についての事務局の対応の方向性も赤で書いてございますので、赤で書いてある部分についてご説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございますけれども、第3条の2、相互支援と広域支援の関係でございます。課題といたしまして、相互支援協定も広域支援協定も協定書の内容は同じなので、支援の過程でどちらなのか区別がつかず、地元協議会への報告と協議は乙の任意となる。既にある相互支援協定に基

づくごみの受け入れは報告とし、新たに相互支援協定を締結する場合は協議とするなら、明快なので結構であるが、そうでなければ相互支援も事前協議を提案するというものでございます。

これについての事務局の対応の方向性でございます。ごみ処理支援は最初に施設を有する、施設を有するというのがポイントでございます。施設を有する近隣市で相互に助け合う相互支援、その支援が無理なときは、多摩地域の市がブロック別に協議し、広域支援をすることになりますというところで、まず広域支援と相互支援の違いを書かせていただいております。

それからその次は、相互支援と広域支援について、既にある相互支援の協定に基づくごみの受け入れは報告とし、新たに相互支援協定を締結する場合は協議とするなら明快なので結構ですというご意見を踏まえまして書いたのが次の文章でございます。相互支援協定を締結する場合は、事前協議としますということでございます。今までは相互支援協定につきましては、事前に報告という文言でございましたけれども、相互支援協定を締結する場合、事前協議とする。一度協議を行った場合には、以降は報告とするということで方向性も決めました。それでは実際に協定書のどの部分を変えたのかというところですが、今度は資料の3になります。

資料の3の第3条の2の水色で書いてある部分です。ごみ処理相互支援、第3条の2、「乙は、近隣自治体とごみ処理相互支援協定を締結するときは、事前に甲と協議するものとする。」ということで、事前協議をまず大前提としております。そして、一度締結が終わった後は、第2項になりますが、「乙は、前項の協定に基づき相互にごみを受け入れるときは、事前に甲に報告するものとする。」ということで、最初は事前協議をして協定を締結し、一度認めていただいた協定については、以後については報告にしましょうということで、原則事前協議という文言にかえさせていただいております。これが前回からの変更の部分でございます。

それではまた資料の2にお戻りいただきまして、資料の2、第3条の3でございます。女川町のごみを先に東京都と市長会が協定しているが、事前に協議するとはいつの時点を指すのかというご質問でございました。これにつきましの回答でございますが、災害廃棄物は日本全体で支えるという決断に基づき、まず国と都道府県との交渉の中で、市長会を含め基本

協定を締結し、女川町の災害廃棄物を受け入れることになったものでございます。なお、新ごみ処理施設の稼働時には、現在の女川町の災害廃棄物の処理は終了している見込みでございまして、平成25年4月に本格稼働するふじみ衛生組合には入ってこないということになるわけですが、今後、個別にどのように行うかという点につきましては、いまルールを話し合っているところと認識しております。いずれにいたしましても、実際に受け入れる前に事前協議をするということでございます。

続きまして、3条の2のごみ処理相互支援は「ごみ処理相互支援協定に基づき」となっているのでよいが、第3条の3の「多摩地域ごみ処理広域支援により」では概念が確定されていないので、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき」とするべきであるというご意見でございます。これにつきましては、ご意見を踏まえまして第3条の3を「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき支援」と、協定の正式名称を記載して文章を訂正いたします。協定書のたたき台では、資料の3の2ページ目、第3条の3、ごみ処理広域支援というところでございます。第3条の3、「乙は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援及びその他の地域からの広域支援要請によりごみを受け入れるときは、事前に甲と協議するものとする。」ということで、水色で書いてあるとおり、体制実施協定に基づく支援というふうに定義を明確に書かせていただいております。

続きまして、第2章になります。第6条でございます。赤の文字で書いてあるところでございます。

有害排出ガスを特定するのは第6条なので、前回、第6条、自主規制値の遵守は、第2条の2の法令等の遵守とダブっているので削除する方向で議論されたが、復活すべきであるというご意見でございました。これにつきましては、復活をいたしますということでございます。では、実際にどこに書いてあるかということですが、資料の3の第6条でございます。資料の3の2ページ目の中段よりちょっと下でございます。第6条に自主規制値の遵守という条項がございます。第6条、「乙は、可燃施設の稼働に伴い、別表1に掲げる各項目の自主規制値を遵守するものとする。」ということでございます。別表1といいますのは、この資料3の一番最後のページでございます。資料3の最後に、第6条、第8条第2項及び第12条第1項関係ということで別表の1がございます。こちらの別表の1に、

ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀の6項目がございまして、それぞれ自主規制値が書いてございます。この自主規制値を守るということを、第6条はうたったものでございます。

続きまして、また資料の2のほうに戻っていただきまして、次の赤い文字のところに移らせていただきます。同じ第6条ですが、別表1に放射能を加えられないかというご意見でございます。これにつきましては、第3章第12条の後に新たに第12条の2、放射能に関する措置を加え、12条に準じて、別表2により対応いたします。また、災害廃棄物の放射能については、国等の基準を確実に下回るシステムづくりが重要と考え、資料の5の災害廃棄物の受け入れに関するふじみ衛生組合の考え方(案)、前回の地元協議会でご説明をさせていただきましたが、それを提示させていただくとともに、資料の4の4、東日本大震災に伴う災害廃棄物受入時の措置というふうにして記載させていただきました。

では、また資料の3に戻っていただきまして、説明させていただきます。資料の3の第12条の2、放射能に関する措置というところでございます。放射能に関する措置、第12条の2「乙は、施設の稼働において、放射能に関する措置を講じるものとする。」、第2項では「前項の措置については、甲と協議するものとする」ということです。それから第3項「乙は、施設の稼働において、別表2に掲げる基準を超えた場合は、前条に準ずるものとする。」、前条といたしますのは、第12条でございますので、直ちにその原因となる系統の焼却炉の停止し、必要な措置を講ずるということでございます。前条に準ずるといふのはそういう意味でございます。

ということで、別表2に掲げた基準を超えた場合は焼却炉をとめるということです。別表2をごらんいただきたいと思いますので、同じ資料の3の最後のページの、今度は下の段になります。第12条の2関係別表2、放射能に関する基準ということで、排ガスと排水について国で定めている基準を超えた場合については、直ちに焼却炉を停止するというところでございます。焼却炉の機能が十分に発揮されていれば、排ガス、排水について国の基準を超えることはないと考えております。逆に、国の基準を超えるということは、焼却炉の一部に欠陥がある、何か故障があるということで、そういうときには直ちに焼却炉をとめますということで、この基準を今回新たに提案させていただいたものでございます。

以上が前回の議論でいただいた、第1章、第2章に関するご意見、並びにそれに対するご回答ということで整理をさせていただきました。

会 長 : それでは第1章、第2章について、何かございましたらここでご意見をいただきたいと思います。

E 委員 : 周辺環境測定を2地点で測定することについて、連続測定については専門家の意見を聞くという回答(資料2)でしたが、前回の説明では専門家の意見はなしに、難しいというニュアンスの説明があったように記憶していますが、いずれにしましても、どこかの専門家に意見を聞かれたのであれば、そのご意見といたしますか、考え方を資料としてつけていただきたいと思います。

G 委員 : 専門家の意見ということでございますが、これは皆様と一緒にいたしました勉強会におきまして、日本環境衛生センターの藤吉先生のほうから、周辺環境測定については、ふじみ衛生組合の影響とはなかなか断定ができないというお話があったと思います。周辺の車の影響、周辺でいろいろなものを、焼却をしたりというような要因、工場等があると、そちらの影響の可能性もあるので、周辺環境の、連続測定をしたとしても、なかなか効果が得られないのではないかというお話を皆さんもお聞きになったと思います。それよりも煙突出口の測定をきちっと行う、また、E委員からも煙突出口の測定について、いろいろな物質についてやったらどうかというような、ご意見をいただいたと思います。そのほうがはるかに効果があるのではないかということです。

ただ一方で、現在バックグラウンドの値として、ふじみ衛生組合といたしましても、三鷹市の南浦小学校及び調布市のしいの木公園で測定を行っておりますので、これとの比較をすることは意味があることかもしれないということで前回ご説明させていただいたとおり、この2地点について年に2回、各1週間ずつ行ってはいかがでしょうかということで、ご提案をさせていただいたものでございます。

E 委員 : 勉強会は任意参加の勉強会であって、専門家がふじみ衛生組合なり、こういうオフィシャルのところにこういう意見ですよというふうに出したのではないと思います。だから、それははっきり資料で必要ないならないと回答してもらいたい。いま、第7条の一番最後のところを議論しているのですが、最後のところに専門家の意見を聞いて検討しますということな

ので、それははっきり出してもらわないと。勉強会の受け取り方によってはそういうふうにも受け取れるけれども、一方で、いわゆる測定値が、基準値内だけでも、微妙な値の変化というのを気をつけなければいけません。それが事故の予兆であったというはなしでした。それは、三重県かどこかの例でした。そういうお話ありましたけれども、いわゆる連続、連続とといいますか、常時測定は意味がないということではなかったと思いました。もしそうであれば、もう一度専門家としての答えを書面で出してもらいたい。任意の勉強会で説明があったということで、常時測定は片付いたというふうにはしたくない。周辺地域の住民に対する説明についてもなかなかしづらいので、ひとつその辺をお願いします。

G 委員 : それでは専門家の見解を、文書にするような形でお示しをさせていただきます。よろしくお願いします。

E 委員 : もう一つ、資料2の2ページ目の第6条関係ですけれども、特にその2番目の、別表1の項目に放射能、一酸化炭素、二酸化炭素、ばいじん中の重金属、それから気象データを加えるべきという要望については答えが出ていません。放射能についての答えは出ているのですけれども、出ていないというふうに思います。実はもともと環境への影響評価、ごみ処理を行って影響評価というのはどういうものがあるかという、ごみを受け入れて廃棄物が出ると。飛灰であったり、焼却灰であったり。一方、排ガスというものが出ます。排ガスの規制値成分の濃度はこれこれ以下だということは今まで議論しているわけですけれども、一方、じゃあどのくらい出ることか。または炭酸ガスというのはどのくらい出てくるのか。今まで炭酸ガスの排出量というのは計算では出ているけれども、実際はどのくらい出ることか。環境負荷というのはどういうものなのか。排気ガスの排出量、濃度はわかっていますよ。濃度はわかっているけれども、排気ガスの量、それから温度とか、気象データといいますかね、そういうものを測定すべきじゃないかなというふうに思います。この測定の仕方についてはいろいろあると思います。煙道の出口でなくても、しかるべきところで測定できればというふうに思います。

こういう微量なものもいいですけれども、大きなものといいますかね、たくさん出てくるものについての測定をしておく、これが将来、次の世代がいろいろ検討するときに重要なことじゃないかなと。今のところは総

量規制というふうにはなっていませんけれども、大体総量を考える意味でも、こういうデータというのはとっておいていただきたいなど。そういう意味で排ガスの量、それから温度、私は一酸化炭素もと思っているんですけれども、一酸化炭素とか二酸化炭素、これは規制値はございませんが、データとしてとっておく、またはこの設備にはそういうものは測定するようになっていてのかもしれませんが、そういうものはぜひ測定していただいて、公開していただきたいというふうに思うわけです。

それからもう一つ関連しますけれども、ばいじん測定については、ばいじんの中で、この前の勉強会でもあったことですが、PM2.5が非常に有効じゃないかという話でした。今の通常のばいじん測定とすれば、10ミクロン以下のものを全体的に測定するという事だろうと思うんですけれども、最近言われている2.5ミクロン以下なのかどうか知りませんが、PM2.5というものが健康被害には重要だということなので、ばいじん測定はされるのかもわかりませんが、ばいじん測定の中にPM2.5の測定もしていただけないかなというふうに思っています。加えて、ばいじんの中にはどれだけの重金属があるのかということも測定しておいていただく。データがあるのであれば示していただいても構わないと思うんですけれども、比較的多く含まれているものだろうと思いますので、それも規制値はないかもしれませんが、測定していただければなというふうに思っています。

ついでにもう一つ。測定回数の問題ですね。これは別表じゃなくて、表に年2回というふうになっているんですけれども、現在事前の環境評価といたしますか、測定を年4回、季節ごとにおやりになっていると思うんですね。であれば、年4回やっていただいて、それであまり問題がないというか、変化がないということであれば、何年か、三、四年たった後に、そうすると年2回に減らしてもいいと思うんですけれども、今、事前評価を年4回やっていきますので、そうすると同じ時期に4回やって、それであまり変わりなければ減らすということも協議の上でできると思いますが、事前評価と同じ回数をやったほうがいいのではないかと思います。

G 委員 : 今、E委員から大きく2つの点についてご意見をいただきました。

まず前半の部分が、排ガスの測定項目、測定方法についてでございます。それにつきましては、本日お配りしました資料の4、1でございます。第7条第2項に定める測定項目、測定方法及び回数等(案)、1として排ガス

の測定項目、測定方法及び回数等ということで、E委員おっしゃっていたようなばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン、水銀、これに加えて、新たに排ガスの温度、二酸化炭素の量、そういったものもあわせて計測していただけないでしょうかというご意見だというふうに認識しております。これにつきましては、本日ご意見をいただきましたので、持ち帰らせていただいて、また次回、ご回答させていただきます。

それから2つ目のご質問、ご意見については、この資料4の裏でございます。資料4の3、周辺大気の測定項目、測定方法及び回数等のところの測定回数について、年2回ではなくて年4回にしてほしいというご意見でございます。これにつきましては、現在環境影響評価において年4回やっているもので、あわせて年4回にできないだろうか、そして何年かして安定してきて、もう問題がないということであれば、そのときに年2回に減らしてはいかがかというご意見でございます。これにつきましても、本日ご意見をいただきましたので持ち帰らせていただいて、次回お示しをしたいというふうに思います。

D 委員 : 今のE委員のご意見も、一部含まれるんですが、実は私ども、ここにおられる委員さんを含め月に1回集まりまして、このたたき台を読みながら、意見交換をしております。私、事務局をやっておりますので、そこで集まりました意見を集約的に述べさせていただきますので、長くなりますが、ご容赦いただきたい。

第7条に関連しまして、資料4のうちの2、騒音・振動、臭気に関する規定でございますけれども、この中には、測定回数、測定場所等は決められておるんですが、規制値がございません。規制値は法律によって決められていると思いますので、それをまず書いていただくことが大事かと思います。更に、自主規制値を設けるのであれば、お示しいただきたい。

それから表の3でございますけれども、これはE委員から出たこととダブるんですが、私どもの意見は、少なくとも平成25年に限りまして31年実施予定の事後環境影響評価を実施いただきたい。これは7カ所で4回はかることになっております。平成31年がごみが一番多くなるということで、この年度になっているんですけれども、操業6年後に知ったところで意味がないので、ぜひ操業1年目の平成25年度にこの測定はやっていただきたい。南北は25年度から、提示案では年2回やってもらえるんで

すけれども、東西側に住んでいる住民から見ると、私たちのところは抜けているのではないかという意見もございましたので、ぜひ25年度に、31年度予定の事後環境評価をここで一遍やってもらいたい。もちろん規定に基づいて31年度にやるのは当然ですが。

それから4についてですが、一番最後に空間放射線量率の測定場所がありますけれども、これは敷地境界、東西南北4カ所及び見学者駐車場として、東西南北4カ所をつけ加えていただきたい。

次に、第9条関係の資料6についてですが、4番目の項目を設けてこれからお願いすることを入れてもらいたい。住民の心配を解除するという意味で、ぜひ書いていただきたいことです。一般の道路において、施設に搬出入する車両に起因して頻繁に交通渋滞が生じる場合には、解消策を講じる。ということをご検討いただきたい。例えば右折でパッカー車が何台も渋滞するような場合には、時間をずらすとか、あるいはルートを変えてみるとかいうようなことも検討しますよという、住民に対するアピールとして検討いただければと思います。

G 委員 : ただいまD委員から4点ご意見をいただいたところでございます。

まず1点目でございます。資料の4の2です。騒音・振動、臭気、排水の測定項目、測定方法及び回数等のところに、法規制値と自主規制値を入れてほしいというお話でございました。ふじみ衛生組合としましては、騒音・振動、臭気、排水の自主規制値は設けておりませんので、ここには法規制値を掲載させていただきたいというふうに思っております。次回の資料には直した形でお示しをしたいというふうに思います。

続きまして2点目のご意見でございます。資料4の裏になります。3、周辺大気の測定項目、測定方法及び回数等のところで、先ほどE委員からご意見がございました測定回数について、平成25年度に限って、7地点で4回実施してほしいというご意見でございます。これは先ほどのE委員と若干違うご意見でございますので、E委員とD委員の意見を、本日持ち帰らせていただいて、どのような形で実施するかということをもた次回ご提案させていただきたいというふうに思います。

続きまして3点目でございます。4、放射能に関する測定項目、測定方法及び回数等のところで、表の一番下の段、空間放射線量率の測定場所の問題でございます。現在、測定場所につきましては敷地境界及び見学者駐

車場となっておりますが、ここに東西南北4カ所と明示してほしいというご意見でございます。空間放射線量率につきましては、東西南北で実施するというのは、国等の測定方法のマニュアル等にも記載されておりますので、ここに記載してほしいということであれば書きますけれども、書かなくても東西南北4カ所で実施いたしますので、この会議録にとどめるだけでよろしいということであれば、会議録にとどめさせていただきますし、この表に載せてほしいということであれば、次回載せるような形でご提案させていただきたいと思っております。

続きまして、4点目でございます。今度は資料の6になります。資料の6の2、交通安全対策、1、2、3とありますけれども、そこの4というものを設けまして、「一般道路において施設に搬出入する車両に起因して頻繁に交通渋滞が生じる場合には解消策を講じる。」を加えてほしいということでございます。これは以前の地元協議会でも、実際に稼働を開始して交通渋滞が発生する場合には、もう一度車両の搬入方法についてはふじみ衛生組合で検討しますということを口頭で何度かご回答させていただいたんですが、それを文章にしてほしいという趣旨だと思っております。

ただ、この資料の6は、表題にもございますとおり、第9条第2項に定める要望事項ということで、この表はふじみ衛生組合が三鷹市及び調布市に要望する事項でございますので、今、D委員がおっしゃっていただいた交通渋滞が生じる場合には解消策を講じるということは、両市に要望することではなくて、ふじみ衛生組合が取り組むべき事項というふうに考えておりますので、資料の6の第2の交通安全対策の4番目に加えるのではなくて、資料3、協定書そのものに加えたほうがいいであろうというふうに考えております。具体的にどこに加えるかといいますと、協定書の第9条、交通計画と安全対策、第9条1項、2項、3項、4項とございますので、その次に第5項という形で、ここに「乙は、一般道路において施設に搬出入する車両に起因して頻繁に交通渋滞が生じる場合には解消策を講じる。」というふうに記載したいと考えておりますので、本日持ち帰らせていただいて、次回反映したような形でお示しをさせていただきたいと考えております。

D 委員 : まず放射能の値で東西南北4カ所と書いたのは、実はその前の2表にもそういう書き方をしておるので、形式の統一もありますので、入れたほう

がいいんじゃないかと思います。削るんなら、全部削ったほうがいい。

それから先ほどの交通渋滞については、今の説のほうがより妥当だと思いますので、異存はございません。

それから提案で、1つ忘れたことがあります。大気測定について、年2回行う場合には、冬と夏に行ってください。というのは、南と北の地点を選定しておりますので、北風と南風の吹く冬と夏に行ってほしいという提案でございます。

それから、追加説明なんですけど、25年には31年度の大気の事後環境評価測定をやるべきという意見につきましては、第19回の市民検討会でも出ておまして、議事録にも載っておりますので、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

G 委員 : 東西南北4カ所という表現が同じ資料の4の2と3で異なっているという指摘をいただきましたので、これについては統一するような方向で、次回お示しをさせていただきたいと思います。

D 委員 : 入れる形ですか。

G 委員 : 入れる形で統一させていただきたいと思います。

それから追加のご意見がございました。3の周辺大気の関係でございます。測定回数年2回でいいけれども、季節風のことを踏まえれば、夏と冬にしなければ意味がないというご意見でございます。確かに、最大着地濃度出現地点は敷地の南と北ですので、夏と冬の2回に実施したいと考えておりますが、これについて議事録で、確認という形にさせていただければと思います。表上に必要だということであれば書きますが、ほかの項目は表上に季節あるいは何月とか書いてありません。また、E委員のように4回というご意見も先ほどありましたので、そういった面も含めれば、表上に書くのではなくて、表上は回数で、もし2回であれば、例えば夏と冬、4回であれば春夏秋冬という形で、議事録にとどめさせていただくのが一番よろしいかなというふうに考えているところです。いずれにいたしましても、この測定回数につきましてはE委員とD委員と、お二人から違う意見をいただいておりますので、事務局で持ち帰りまして、次回ご提案をさせていただきたいというふうに考えております。

B 委員 : 今、一般道路の混雑回避のためにどうするかというふうなこともD委員から、あるいは連合会の意見を集約して出たようですけれども、そもそも

ふじみ衛生組合のA、B、C、Dゲート、現在やっているわけですがけれども、それをDゲートをなくさないでやってくださいと、そうお願いしましたのですけれども、それが第8回、第9回、第10回地元協議会の結論ではなくて、あれは多数決なんです。はっきり言えば、ふじみ衛生組合が7人、三鷹が10人、調布が10人、会長、副会長、その前の地元協議会で、もう既に平成22年の3月の環境評価の中で、構内における道路については審議しているわけですよ。それを賛成ということで、東京都のほうへ環境評価を出しているわけです。したがって、多数決でいけば私のほうが出したら負けるに決まっているんですよ。

それで評価を見ますと、第10回協議会で結論が出ています。多数決でやりましたというのがほんとうじゃないですか。それと、10回の議事録を見てもらえばわかりますけれども、なぜ結果がわかるようなところで多数決をされたのか、私は理解できません。三鷹市長と調布市長に私信を出しますということで、文書は出してあります。したがって、結論が出たんじゃないで多数決で決めてあるわけですよ。しかもその多数決はおかしいと。結果がわかるような多数決採決をしては困りますよということを申し上げてあるのが1点です。それで結論が出ているのはおかしい。多数決で決まりましたというのがほんとうじゃないでしょうか。

それと別表1、これ先ほども質問でありましたけれども、自主規制値、つまり条例とか、法令とか、決まった数値が出れば、例えば、ばいじんでも、ダイオキシンでも、法令あるいは自主規制値よりも上が出た場合は、作業をとめてその原因対策をした後やりますということ、ところが、別表1を見ますと臭気がないですね。自主規制値ないんです。当然法令、条例による数値を超えた、例えばレベル12以上が出た場合は作業を中止するというふうに理解してよろしいのかが2点目。

3点目は、可燃物はもちろん、それぞれ相互支援なり、広域支援あるでしょうけれども、不燃物とか粗大ごみについても、当然これは相互支援なり、広域支援やと思うんです。ところが、東京23区内では可燃物はそれぞれ枠で、大体1カ所あるわけです。21ありますよね。粗大ごみについては1カ所、不燃物については2カ所、それぞれ多摩川なり、大田区の海岸、要するにあまり人口がないところに設置しているところに持っていつているわけです。したがって、ふじみ衛生組合のように、これ環境評

価の中に書いてありますけれども、北側は三鷹市役所、東側は三鷹市の水道部、上は住民がいるのは東八以西、6メートル調布市の道路を挟んで、我々7人、地権者、オーナー含めて7人、住民からすれば五、六十人いますけれども。そういう人たちのことについて、環境保全に対して最大限の努力をします、配慮をしますということをおっしゃっているわけです。

で、先ほど言いましたように、東八道路が混むから、Aゲートから入構優先で、あそこに追い込むと。どなたか忘れましたが、東八道路が混むのでふじみ衛生組合の敷地の中へ車を入れてしまえということの発言があったように記憶しております。それでは困るんですよ。ふじみ衛生組合の中に入れるだけ入れて、そして入構、つまり入り車を優先して出車についてはそれ相応に考えるけれども、まず優先だと。追い込めと。中へ入れてしまえと。そういう思想があるわけです。それは平成21年の3月の環境評価の調書の中の15、16、17ページにはっきり書いてあります。待機駐車場を設けるように。つまり追い込みをしますということをはっきり書いてあります。

それともう一つ、20年3月の環境評価書の中にも待機駐車場を設けると書いてありますから。その思想を受けて、前回利用した第10回の多数決の問題について、私は非常に異議がある。その環境評価の、平成20年3月、平成21年3月、その後平成22年の7月に環境評価書を書き直しているわけですよ。で、そういうことであれば、もう少し我々の近隣住民に対して配慮があつてしかるべきであると、私はそう思うのでありまして、B参与さん、どのようにお考えになっているか、ご回答をお願いします。

B 参与 : 今、B委員のほうからお話ありました。A、B、C、DゲートでDゲートをなくさないでくださいというお話かと思います。今までの協議会の中で、確かに一定の結論が出ているというのは多数決ということですので、それはそれとして、皆さんと共有はしていただければというふうには思っております。ただし、地域の、やはり環境の部分では最大限配慮するというのは、これ大前提、基本でありますので、そういうふうな意味でいけば、このルート上の関係で既に一定の結論は出ておりますけれども、そこでもし何か不備なところが発生してくるのであれば、そのルートも含めて見直しをしていくということは今後はあり得なくはないというふうに思っております。いずれにしても、ご意見は十分こちらのほうでもいただ

いておりますので、そういうこともしっかりと受けとめながら、ただし実際のところは既にゲートの問題について、ルートの問題については一定の一応判断は立った上でというふうな形で、私どものほうでは受け取っております。

B 委員 : 何しろ6メートル道路の反対側は我々が住んでおりまして、そのように早く入構させて、早く荷をおろして、早く出て行ってほしいというのが我々の希望なんです。それをしないで、構わないから待機駐車場をつくと書いてあるんですから、環境評価の中に。そのような考えでは困ります。早く入れて早く出て行ってくださいよ、それをお願いしますということをB参与をお願いしているわけです。で、そのことも文章にして、こうこうこういうわけだ、つまりふじみ衛生組合の提案されている動線というのは4カ所の交差点があるんですよ。交差点のないような動線、扇形にすればできるでしょう。そのようにしてくださいというにもかかわらず、当時の事務局は、協議会にかけたんですよ。その前提もすごいんですよ。どっちがいいですか。三鷹側のびん・缶をほかへ持って行って、新旧の間の27メートルの間に幅の広さがありますから、あそこから扇形に展開していけばふじみ衛生組合の提案している動線よりも半分で済むじゃないですか。交差点はないし。そのほうがいいに決まっているでしょう。そういうことを申し上げているにもかかわらず、当時の事務局は多数決の採決をしたわけです。したがってそれは、私としては納得できないということを再度ここで申し上げておきます。

したがって別表1ですか。特に不燃物とか、広域でも、相互支援でも、車はどんどん増えてくるわけです。やれば増えてきます。先ほどD委員が言っていましたように、この別表1も自主規制、においについても入っていません。現在も、前回の協議会でも私は怒りをもって申し上げましたけれども、こここのところ、7月、6月はひどいものです。連日とっては言い過ぎだけれども、東南の風があればほんとうににおってくるわけですよ。それをやめていただきたいと、ここであえてまた申し上げておきます。

G 委員 : 騒音・振動、臭気、排水等には法等の規制値があるが、これが守られなかったときはどうするんですかというご質問がありました。これについては当然、法規制を守らなければいけないわけですから、規制値を超えた場合には、大至急規制値以下になるように対策をとるとというのが、基本中の

基本だと考えております。

B 委員 : 作業はやめるんですか。そう書いてありますね。第1表もね。規制値を超えた場合には作業をやめますと。

G 委員 : 別表1の数値を超えた場合については、焼却炉を止めます。先ほど言った、騒音・振動、臭気、排水というのは、これ焼却炉だけではないというのが、B委員の考え方ですよ。ということは、これについては焼却炉を止めたところで解決にならないですね。

B 委員 : 作業をやめればとまりますよ。

G 委員 : ですので、これについてはすぐに焼却炉を止めるということではありません。まず、原因を究明して、そしてその原因に基づいて対策をとっていくということになります。

B 委員 : 可燃物でしたらそういうことでしょうけれども、この対象は不燃物も粗大ごみも全部含んでいるんですよ。そうでしょう。だから不燃物というのは、防曝施設を動かしたら必ずにおい出ますよ。だからとめていただきたいと、そういうことです。

a 副会長 : 今、不燃物についてのということのご意見がありました。先ほどもG委員のほうからありましたように、もしそういう状況があったときには、そういうことのないように対応するところが、私どもの基本と考えております。

B 委員 : 作業はやめるんですね。

a 副会長 : 至急対応をとると。これは基本的には私どものほうでそういうことが出たときに、すぐ対応するためにこうやってきちんと調査をするという形でございますので、そのように対応させていただきたいと思います。

B 委員 : この条文を見ますと、そういうふうに書いてあるんですよ。その原因を追求し、直すまでは作業をやめますと書いてあるじゃないですか。そうしていただけるんですねというふうに、今確かめているんです。

a 副会長 : 自主規制値、別表1の部分については、そのような形で記載をしてございます。

B 委員 : においも追加するんでしょう。

a 副会長 : においについては別の表のところで入っておりますので、そちらのほう基準を超えた場合には、そのことをすみやかに改善するような形で対応するということでお答えさせていただきます。

A 委員 : 大分整理されてきたというふうに感じていますから、ただ、どう解釈するのか意見も言って、質問も幾つかあるんです。会長に聞くんですが、今日全部これ終わりまで、議論されます。

会 長 : 第3章に入りたいんです。1章、2章が終わらないと入れないので。

A 委員 : 1、2章のところ、3章のほうはちょっと省かせてもらって。

相互支援のところは青字で書かれたことで尽きているのかなという感じがしますが、別表2の第3条2の事務局対応の方向性のところでは、施設を有する近隣市に相互に助け合う相互支援と。相互支援の考え方がここでは整理されています。条文のほうではそこまで整理されていない、書かれていない、どこでそのことが表現されているのかよくわからないので眺めているんですが、いずれにしても新協定締結が甲と協議になっていますから、まあいいのかなというふうに、感じを含めて、ただそこがどう表現されているかというのを、もしあれば解釈を述べていただければなと思います。

それから、復元していただきました第6条、今議論がかわされていますが、新しく別表2が放射能問題で示されました。こういう形でしめされているわけですから、別表1だけではなくて、別表2も加えて条文の中に、各項目の自主規制値を遵守すると。そこで自主規制値になるんですが、放射能に関する別表2の基準というのは専門的なことを書いてあるんですけども、国の基準なのか、自主規制値なのか、このセシウム134とか137の1以下であることというふうなことは、よく言われる、私らの被曝との関係でどういうことを指しているのか。説明も含めて質問を説明をしていただけるとありがたいなと。よくわかっていない部分が私はあるものですから、皆さんわかるのかもしれませんけれども。

ここに別表2、遵守基準として、自主規制値として2も加え、今議論になっている臭気とか、そういう問題も挙げてもらってもいいのではないかなという感じがして、どうするのかというふうに思っています。関連なんです、第3章に行くのか。放射能問題。第3章は後ですか。ちょっと関連なので、考え方を質問しておきたいんですが、12条の2第3項に「別表2に掲げる基準を超えた場合は前条に準ずる」となっていて、運転停止要件になっているわけですね。運転停止要件になっていながら、「乙は、施設の稼働において、放射能に関する措置を講じるものとす

る。前項の措置については甲と協議するものとする。」という、この項目は意図しているのは何なのか、ちょっと解説をいただければと思います。3章のそこだけ、ちょっと放射能の関連の問題でお願いします。

G 委員： まず1点目、相互支援の定義が協定書上には見当たらないということですが、協定書上に定義というのはなじまないような気がいたします。この相互支援協定という文言そのもので広域支援とは分けておりますので、実際に、事前協議になりましたら、事前協議のときに実際の協定書の中身でご確認いただいて、違いを確認していただくというのが一番よろしいかなと思っております。

2点目、第6条、自主規制値の遵守のところには別表2が入ったのだから、それも加えるべきだと。それはご指摘のとおりでございます。大変失礼いたしました。別表1に掲げる各項目の自主規制値並びに、別表2に掲げる基準をとというような形で、別表2を加えるような表現で、ここは改めさせていただきたいと思っております。

それから3点目でございますけれども、この基準の説明でございますが、排ガスにつきましても、排水につきましても、セシウム134と137がありますので、それぞれの合計をして、それが1を下回ることを基準という形で今回書かせていただきました。焼却場が正常に動いているのであればバグフィルター等が働いているわけですから、セシウムが煙突から出るということは、通常は考えられません。もし煙突からセシウムが出ているということであれば、例えばバグフィルターに穴があいているとか、何か原因があるので、そういった場合については、焼却場は止めるということで、今回あえて別表の2という形で放射能に関する基準を設けさせていただいたということでございます。

詳しくは、今コンサルタントのほうから説明させます。

パシフィックコンサル： 別表の2の放射能に関する基準のところでございますが、これ分数で割ってあるのもちょっとわかりにくいところでございますけれども、実はセシウムの134と、それから137、それぞれ半減期が違います。134が2年程度だったと思っております。137のほうは30年近く残る形になっております。足して1以下にするということで、ちょっと説明がうまくなくて申しわけないんですけれども、このところはある一定の基準以下に保つことによって、特に我々の健康等に問題がないレベルにして

おくということで、この計算式になっているところでございます。

A 委員 : よく新聞に出てくる年間1ミリシーベルトとか何とかあるじゃないですか。そういうものの比較になると、これはどういう数値に。

パシフィックコンサル : ここではあくまでもセシウムの濃度になりますので、例えば1ミリシーベルトというのは、その放射線が、セシウムだけではなくてストロンチウムとかいろいろなものから出てくるところの放射線が、そのレベルになってなければいけないということで、また違う意味の数字でございます。要は今、ここでもそうなんですけれども、放射線はとにかく宇宙からどんどん飛び込んできています。それがあつたわけなんですけれども、それをある一定のレベルにしておかなければいけないということでの単位が、ミリシーベルトというような形で言われているものでございます。それとは別に、ある物質から、セシウムから放射線が出ますので、それについてはある一定の濃度にしておかないと、そこから飛び出てくる放射線が大量になってしまうということがありますので、それを抑えるための基準でございます。

A 委員 : 後で少し勉強します。まだわからない。

O 委員 : 12月の資料で、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書というのをいただいております。それから同じく、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱、協定書は9条、要綱は22条からありますね。それでこの中で特に私気がついたのは、協力の方法ですね。第4条で「市町村等は支援の依頼があつた場合に、特別の事情がない限り積極的にその要請に応えなければならない」と。また、「市町村等は支援を依頼する場合、多摩地域ごみ処理広域支援要請書により、ブロック代表に依頼することができる」と。それで、この内容は、協定書は市長さんをはじめ41の市長、町長、それからごみ処理組合が、これ角印ですけれども、市長さんの印鑑だと思います。それから協定書はそれに附属する附則としてここにあります。

それに対する第一の質問ですけれども、この協定書を3ブロックに分けられておまして、この協定書は平成6年に締結されているんですね。それで双方異存なければ継続しますと。それから実施要綱は22年1月に施行しているんですね。それで心配する問題点は、この協定書とブロック書がまだ有効なのかどうかですね。継続有効になるというふうに書いてあります。そうしますと、こちらのほうがいろいろ支援要請があつた場合有

効になって、有効というか、主体になってといいますか、我々がやっている組合関係の自治体の協議というものがないがしろになって、結局後の報告になるんじゃないかという懸念でございます。だから質問の第一は、この協定書というものが有効であるかどうか。それからこの要請があった場合、これが優先されるのかどうか。その2点をお伺いしたいと思います。

A 参与 : 要するにその協定は一般的な協定ですから、何度も申し上げているように、そういう困った事情ができて、市長会のほうにそういう要請行動をされて、一番最初に、そこが所属しているブロックのところはどうですかとまず聞かれて、そこがだめならお隣とか、周辺のブロックでどうですかという様な聞かれ方をしていきながら、しかも1つの焼却場で協力してくれても、全量が賄えない場合もございますので、そうするといろいろなところで協力するみたいなきことも出てくるわけですね。でも、いろいろなところで協力するところが出てくるということは、また同時に協力しないところも出てくるわけです。それはいろいろな理由で。1つの理由ではなくて、こういう理由でというのはいちいち表明しなくてもいいんです。だから、難しければ難しいと言えればいいんです。

例えば三鷹の場合でも、某市のごみを受け入れるときには周辺住民の方のご意見を聞きながら、説明会を開いてやるわけですけれども、そこが反対だったら受け入れはなかなか難しかったでしょうね。最終的には市民の皆さんが三鷹市の考えで、市長の考えでいいですよというふうに言ってくださいましたから、受け入れはされましたが。ですからそれは、ごみを燃やせる余裕があるとか、ないとかいうだけの問題ではなく、自治会ごとにさまざまな理由で賛成したり、拒否したりすることがあるわけです。

ですから、前回も申し上げましたように、周りで声をかけたら協力してくれるところがないから広域支援になるわけなので、相互支援、お互いに助け合うという、信頼関係のパートナーをつくっておくということは、そういう意味では大変重要なことだということでございます。

O 委員 : そうしますと確認ですけれども、現在、宮城ですか、大規模な、これ今協議中だというふうに書いてありますが、それのごみの受け入れ、聞くとところによると10万トンとか何か聞いていますね。それで小金井のごみが3,500トンですか。数値的には放送でよく確認していませんけれども、それは環境センターのほうで処理するというふうはこの前、三鷹の部長さ

んが言われましたね。そうすると、それで能力的に三鷹の年間の総量が7万7,300トンと聞いていますよね。そうすると10万トンというウエートは相当大きいわけですよ。そうしますと、あとは要請があっても受け入れが難しいという方向になるんじゃないかと思うんですけれども、それははっきり断れると。この前、a副会長はできなければ断ると、そういうふうに言われましたね。それでよろしいのでしょうか。

a副会長 : まず、O委員が混同されている部分がありますけれども、7万7,300トンというのはふじみ衛生組合の、この施設の処理量ということなので、三鷹市ということではございません。

O委員 : ええ、ふじみですね。

a副会長 : それから、10万トンというのは東京都が、いわゆる東京都の全体で女川町のごみを受け入れるというものでありますので、これは東京都全体での問題ですので、ここの施設、例えばどこか特定の施設に全部それを入れるというものではありません。当然、まず能力の範囲内で、それも事前に協議をした上でという形になっておりますので、先ほどのようなご心配はないかと思えます。

O委員 : それでは、小金井のほうはもう環境センター以外は継続しないと。これははっきりしているんですね。

A参与 : 小金井市のごみを現在三鷹市では2回ほど、緊急的な措置ということで、人道的な見地で受け入れています。それは三鷹市と小金井市の関係でありますから、ふじみというのはまた別な人格を持っているわけなので、改めて、もしもそういうことがあるとすればですよ、あるとすれば改めて協議をすることになるでしょう。

会 長 : 第1章、第2章はこの辺でよろしいですか。

では第3章、監視体制、事務局より説明をお願いいたします。

B委員 : 先ほどの第1表には、D委員が質問したように臭気は追加するんですか。どうなんですか。お答え願います。

a副会長 : 臭気につきましては、現在ありますように、資料4の2のところに入っておりますので、このところで、先ほど言いましたような規制値等を記載をしたものになると、そういう形でございます。

B委員 : 第1表に追加するんですか。自主規制値は入れるんですか、入れないんですか。

- a 副会長 : 今のご質問ですけれども、現在の自主規制値については、この排ガスの自主規制値ということで別表1に定めているものでございますので、そこではなくて先ほどのところに入れるということでございます。別表1に入れるという形ではございません。
- B 委員 : しつこいようで申しわけないんですけれども、要するに第1表に臭気というのは自主規制値は入れるんですか、入れないんですかと聞いているんですよ。これ臭気は当然入るよね。回数、調査回数でしょう。そうでしょう。じゃなくて、第1表のほうに自主規制値を入れるんですか、入れないんですかと聞いているんです。
- a 副会長 : 別表1には、臭気については入れない方向で考えております。臭気については別途この規制基準がございますので、これは悪臭防止法に基づいて東京都のほうで環境確保条例の中で定まっている規制基準を遵守していくということで、そこは変わりございません。
- B 委員 : しつこいようですけれども、現実に被害を受けていますので、要するに、出ているんですから。出た場合には、それは原因を究明して対処するんですか、しないんですかと聞いているんですよ。
- a 副会長 : においが出て、いわゆる先ほど言いました規制基準がございます。それを超えた場合にはその対応を速やかに行うということでございます。
- B 委員 : 前回の議事録でありましたよね。なぜやらないんですか。
- G 委員 : B委員が以前からおっしゃっているように、ふじみからにおいがするのには、何で対応してくれないんだというご意見ですね。ふじみ衛生組合としましても、毎年予算をとって少しずつ改善しております。そして、ふじみ衛生組合が測定した中では、この法規制値を上回るような数字は出ていないというふうに認識しております。
- B 委員 : 出ていなくても、この間来たじゃないですか、ここへ。出ているの現実ここで見たじゃないですか。
- G 委員 : 法規制値は超えていませんけれども、ふじみ衛生組合としてもできるだけことはしようということで、毎年予算をとって改善を重ねているところでございます。
- 会 長 : 発言まだ許してないんですけれども。B委員。
- B 委員 : この前サカモトリフォームの社長とここへ来たわけですよ。このにおいどうなんですか、やめてくださいよ、におっているんですから。人体にに

おうということは、レベル1 2以上なんです。だからどうするんですか。いや、それはちゃんと調査して、対応をお答えします。今もって来ていないですよ。

a 副会長 : 臭気対策についてはこれまでも、いわゆる特にリサイクルセンターの部分だと思えますけれども、私どものほうで臭気対策については重ねてきたところがございます。確かににおいについては、それが改善されていると思えますけれども、なお一層の改善をして、基準値を上回ることはないように、これからも続けていきたいと思えます。さらなる対策も今検討しておりますので、こちらについてもまたお示しできる時が来ればお示ししたいと考えております。

B 委員 : 前回の議事録をよく読んでくださいよ。これこういうところで、お互い努力しているんだからあまり言いたくないけれども、活性炭をつけてくれるか、くれないのか。それが3カ月後でもいいよと、つけるのか、つけないのか。どっちなんです。返事をくださいと言っているんですよ。あんたくれないじゃないですか、まだ。

a 副会長 : 現在活性炭も含めて、別の方法も含めて、今複数の案を検討しているところがございます。それについて現在、いろいろなデータを集めているところがございますので、そういうような状況を判断しまして対応していきたいと考えております。

B 委員 : しつこいようですけども、あなたに原因はちゃんと言ってあるんですよ。活性炭をつけて、多摩ニュータウンのように4万立方メートルの浄化装置をつければ出なくなるんですよ。今すぐつけるというのではなくて、つけるのか、つけないのか、文書でくださいと言ったでしょう。つけられるならつけるで、つけますから3カ月後につけますで、それでいいんですよ。そういう点をはっきりしないから、今尋ねているんです。

a 副会長 : 今、B委員がおっしゃった意見について、確かに伺っているところがございますし、私どものほうでも今、それについて検討しているところがございますので、それについて検討結果が出て、それからこういう方法があるということがお示しできる段階で、B委員のほうにお知らせいたします。今検討中でございますので、今しばらくお待ちいただければと思えます。

B 委員 : 文書でください、文書で。2週間以内に。

A 参与 : いろいろ臭気等でご迷惑をおかけしているのは重々承知しておりますので、

検討しておりますから、2週間でできるかどうかわかりませんが、できる限り、もちろん今まで長くいろいろご要望が出ているわけですから、それは十分知っておりますので、ただ検討の時間もございますから、検討がまとまれば、当然、文書回答させていただきます。

この問題だけでもちょっと、ほかにもありますので、あとは個別に、ふじみとB委員のほうで詰めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

B 委員 : 要するにそういうことをやってくれるんですか、やってくれないんですかと。今すぐやれといたらできないでしょうから、やるかやらないかは少なくとも1週間あればできるじゃないですか。やりますとか、やらないとか。できないんですか。

A 参与 : 私どもからの、このことについての回答はこれで最後にいたしますが、具体的な手法もかなり明確にお示しをされていて、その施設の量も含めていろいろおっしゃっているわけでありますから、予算も全部絡む話ですし、事務長が申しあげましたように、他の方法もあるかもしれないということをやっぴり多角的に検討することは当然のことでございます。ですから、2週間もあればすぐに答えられるということではございません。ただ、検討しておりますから。もう少しお待ちください。

B 委員 : 何年待つんですか。あなた内容証明書を大分前に出しているんですよ。におい出さないでくださいよ。

A 参与 : 存じ上げています。

会 長 : それでは次。第3章の説明をお願いします。

G 委員 : それでは、第3章の説明をさせていただきます。皆様お手元の資料の2をごらんください。第3章監視体制、第10条というところでございます。

この第10条につきましては、お手元の資料にもございますとおり、2ページにわたりまして全部で8点のご質問、ご意見をいただいたところでございます。基本的には専門組織の中身が見えないので、具体的に示してほしいというようなものでございます。これにつきましては、本日お手元の資料の7に第10条第2項に定める専門委員会というものがありまして、その下にふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（仮称）設置要綱（案）というものをお示しさせていただきましたので、これでふじみ衛生組合の考え方をお話ししたいと思っております。

それとあわせまして、文章だけではちょっとわかりにくいということで、本日席上配付させていただきましたのが参考資料で、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（仮称）設置（案）という図に書いたものです。あわせてこれもご覧いただければというふうに思います。

まず、設置でございます。第1条「ふじみ衛生組合は、エコサービスふじみ株式会社がふじみ衛生組合新ごみ処理施設運營業務委託契約に基づき行うごみ処理施設の運転に関して、地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うため、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）をすみやかに設置する。」ということで、2つの視点で専門委員会を設置します。1つが地域住民の健康被害の防止、そして2つ目が施設の運転の監視ということでございます。

そしてこの専門委員会の所掌事項でございますが、第2条でございます。「専門委員会は次の事項を所掌する。」ということで、1つ目として「地域住民の健康被害の防止に関する事」、2つ目としまして「施設の通常運転時の監視に関する事」、3つ目としまして「施設の運転に係る異常時の対応に関する事」、4つ目としまして「環境測定及び調査結果等の評価並びに報告に関する事」、5つ目として「その他ごみ処理施設の運転に関し必要な事項」ということで、こういった事項を所掌する専門委員会を設置しますということでございます。

その専門委員会のメンバーでございますけれども、それが組織ということで第3条に書いてございます。学識経験者が2名、三鷹市医師会の医師が1名、調布市医師会の医師が1名、ふじみ衛生組合地元協議会の会長、ふじみ衛生組合地元協議会の副会長、三鷹市生活環境部長、調布市環境部長、それとふじみ衛生組合事務長ということでございます。こういったメンバーで組織をしてはいかがかということで、ご提案をさせていただくものでございます。

そして会長及び副会長を置くということですが、会長及び副会長を置いて、会議は会長が招集するということと、その専門委員会については必要の都度開催するということが5条に書いてございます。

それから、裏になりますけれども、その会議にはエコサービスふじみを出席させて説明を求められることができるということと、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、または説明を求められることができる

としております。

第6条で会議の公開が書いてございます。会議は公開とするということが原則でございます。ただし、会長が必要と認めるときは会議に諮って、会議の全部または一部を非公開とすることができるということで、原則は公開となっております。

第7条で会議に部会を設けるということで、すべてを全体会でやるのではなくて、細かい部分については部会で行うということで、本日、席上配付した図にもあるとおり、全体会があって、その下に健康部会と施設部会、こういった2つの部会をつくりましょうということをご提案させていただきます。

この2つの部会でございますけれども、健康部会については第2条第1項第1号の事項を所掌するということですので、地域住民の健康被害の防止に関すること、これを所掌しますということと、もう一つ、この健康部会では、非常時における市民の健康に関する対応計画（疫学調査等を含む）というものを作成するということでございます。この健康部会のほうで地域住民の健康被害の防止に関することと、疫学調査を含む対応計画を作成するということをしていただければいいということで提案させていただきます。

もう一つの施設部会については第2条第1項第1号から第4号までの事項ということですので、施設の通常の運転の監視ですとか、施設の運転に係る異常時の対応ですとか、環境測定及び調査結果等の評価並びに報告、それから地域住民の健康被害の防止、これは両方の部会にかかわることですので、施設部会のほうでも時には議論があるだろうということで、この4つについて施設部会のほうの所掌とするというふうにしております。

前3項に定めるほか、必要に応じて専門の事項を検討するための部会を置くことができるということで、当初は健康部会と施設部会でスタートして、新たな部会が必要であればさらに置くことができるというふうになっております。

こういった専門の委員会を設置して、今後この委員会には地元協議会の正副会長も入っていただいて、具体的に活動をしていきたいということで提案をさせていただくものでございます。これが専門委員会の設置ということでございます。今までこの専門委員会の話が一切なかったため、皆様

から第10条についてはたくさんのご意見をいただきましたので、ふじみ衛生組合の考え方ということで、専門委員会を今回ご提案をさせていただくものでございます。

続きまして第3章、11条でございます。施設の立ち入りについてということで、4点ご意見をいただいております。これにつきましては、先ほどの資料の3に戻りますけれども、協定書をごらんいただきたいというふうに思います。第11条、施設への立ち入りでございます。ここの文言を、皆様のご意見を踏まえまして、修正をさせていただきました。赤字で書いた部分を修正させていただいております。

施設への立入、第11条、「乙は、甲の施設への立ち入りについて、施設管理上支障がないときは、これを認めるものとする。」というところでございます。皆様から、ただし書きは要らないのではないかとというようなご意見がございました。横線で消してありますけれども、「ただし、乙が施設の稼働及び安全対策上支障がないと認めたときとする」というただし書きは不要ではないかというお話もございましたので、そういったご意見も踏まえまして、条文を整理させていただいた形で、施設管理上支障がないときは認めますというような文言の整理をさせていただいております。

続きまして、第12条、このたびの東日本大震災のこともあるので、施設に想定外の異常が発生したときの対策を考えておくべきということで、これは前回お答えしたとおり、万が一の事態に備えて、今後両市とも調整の上、対応を検討していくということで、これは変わりはありません。

続きまして、安全を確認するのは乙なのか、専門の組織なのかということでございまして、前回、本協定書は甲と乙の協定です、専門組織は乙からの付託に基づき、安全について分析評価を行い、安全確認の判断は乙が行うものと認識していますということでお答えをさせていただきました。それにつきましては資料の3、第12条の第2項でございます。「乙は、前項の原因及び講ずる措置について、第10条第1項に定める組織に報告し、安全の確認を行うものとする」というような表現にしております。また、本日お配りしました資料の7でございますけれども、先ほどご説明させていただきました専門委員会の中にも、専門委員会の所掌事項という形で施設の運転に係る異常時の対応に関することですか、環境測定及び調査結果等の評価並びに報告に関すること等を書かせていただいておりますので、

こういった形で安全確認、それから運転の再開につなげていきたいというふうを考えているところでございます。専門委員会を今回設置するという点も、新たに加わったところでございます。

続きまして第13条です。第1項の「地域住民から苦情があった場合には速やかに確認及び原因の究明を行い、対処する。対処について明文化すべき」ということで、前回、苦情はさまざまな問題が想定されますので、その内容に応じて対応していくことになると考えていますというようなお話をさせていただきました。そして、もう一つ同じようなご意見をいただきました。それを踏まえまして、今回、資料の3、協定書第13条の第1項に赤書きで加えさせていただいております。第13条、苦情処理でございます。「乙は、施設の稼働に際し、地域住民から苦情があった場合には速やかに確認及び原因究明を行い個別具体的に対処するものとする。」ということで、個別具体的にという文言を加えさせていただいております。

以上が第13条でございます。

続きまして第14条、損害賠償で、「乙の責に帰すべき事由」とは、被害者が立証責任を負わなければならないのかというような内容で、3点ご意見をいただいております。これにつきましては、前々回までにご説明いたしました損害賠償に係る原因究明については、第10条の専門組織等を活用して被害者の負担軽減に努めるということで、この回答で変更はございません。

続きまして同じ第14条で、交通事故のことがあるので、第14条の損害賠償で「施設の稼働に起因して」を「施設のあらゆる問題に起因して」としたらどうかということでございます。これは総括的な協定書の検討に合わせて提案しますということですので、本日ご提案させていただくわけですが、資料の3、協定書の第14条第1項でございます。ご意見の趣旨を踏まえまして、赤書きで追加をしております。損害賠償、第14条、「乙は、施設へのごみの搬出入及び施設の稼働に起因し、乙の責に帰すべき事由により地域住民に被害を及ぼした場合は、誠意をもってその補償を行うものとする。」ということで、施設の稼働だけではなくて、施設へのごみの搬出入が原因であっても補償を行うということで、修正を加えさせていただきました。

以上が第3章の監視体制に対する皆様からのご意見、及び事務局の対応

の方向性でございます。

会 長 : はい、ありがとうございます。時間がないので、第3章についての協議は次回ということになりますので、よろしくお願いします。

E 委員 : 済みません。ちょっと1点だけ。

会 長 : 手短にお願いします。E委員。

E 委員 : 第10条のことについて、専門委員会を設けるということで今回案が出ましたけれども、これは、まず設置は本協定、今検討している協定に基づいて設置するんだということを明確にしておいてもらいたい。このほうがちょっと明瞭になっていないので、いわゆる今、協定の中でこういう委員会を設けるというふうに位置づけて、その中でこの専門委員会が出てくるんだということを位置づけてもらいたい。それが1つ。

それから、専門委員会は「会長」ではなくて「委員長」だと思います。地域住民側メンバーとして2名になっていますが、世代交代やら、いろいろなことを考えた場合にはもう2名、各市1名ずつ、増やすというのがあるのではないかとこのように思います。

それからもう一つ、この委員会の期限、期間といいますか、これ明確になっていないので、検討しておいてもらいたい。

A 委員 : ちょっと一言発言させてください。基本的な問題だと思っているので、そういう観点から考え方だけ申し上げて、次回検討していただきたいと思うんです。

専門組織というのは、この地元協議会とどういう関係になるのか。位置関係。会議の招集の問題、それから委員会の所掌事項、会議の委員の選任の問題、これは全く、この地元協議会は関与できない。独立した形になっているんです、専門委員会。これでは周辺住民の生の苦情というのは届かないと思うんですね。私は地元協議会が、例えば最初るとき申し上げましたけれども、書かれていない気がしますが、委員の選任についての権限、例えば承認しないと、この人はだめだとか、地元協議会はそういう権限を持つとか。地元協議会のポジションが、これでは今まで議論してきたさまざまな問題、全部、専門委員会の付託事項になっちゃうんですよ。我々は一体どういう関与があるのか、道があるのかという問題が私には理解できないので、この専門委員会の条文一つ一つにどうのこうのという問題を越えて、そのこのところの関係を次回提案されるときは明確にさせていただき

たいと思います。

会 長 : 次回協議させていただきますので、また次回お示しをさせていただきます。

4 その他

(1) その他の報告

① 新ごみ処理施設建設工事進捗状況について

H 委員 : 新ごみ処理施設建設工事の進捗状況についてと、新ごみ処理施設愛称募集について、大気質のバックグラウンド濃度調査の日程、夏季の日程が確定いたしましたので、その3点について報告をさせていただきます。

今回も写真等用意してきておりませんので、事前に机の上に配付いたしました『建設ニュース』の7月号をごらんください。表面の中ほどに建設工事の進捗状況というのがございます。工事につきましては平成22年の8月に着工いたしまして、来月になりますと、ちょうど丸2年となるわけですけれども、工事につきましてはおかげさまで順調に進んでおりまして、進捗率が約80%でございます。一番大きな特徴点ですけれども、煙突の塗装工事に着手いたしました。本日、皆さん来られたときにごらんになったと思いますけれども、50メートルから100メートルまでの煙突の塗装が先週完了いたしました。今週、ちょっと作業用の架台の盛りかえを行いまして、来週50メートル以下の塗装を始めるというような状況でございます。

建物、外壁につきましても塗装工事が進んでおりまして、本日の段階で約90%程度塗装が終わっております。それから建物の中に入りますと、設備の配管・配線、あるいは器具の取り付け、あるいは天井であるとか、壁の仕上げの内装工事等を行っております。また、プラント工事につきましては機器類、大物の機器の搬入が完了いたしまして、機器周りの配管や防音工事を行っている。また、炉の中等では耐熱材の、耐火レンガの組み立て等を行っているという状況でございます。

② 新ごみ処理施設愛称募集について

H 委員 : 続いて2点目、愛称募集のお知らせ、これニュースの裏面になります。現在、新ごみ処理施設の愛称募集を行っております。応募資格、募集概要と書かれておりますけれども、三鷹市、調布市に在住、在勤、在学の方と

いうことをごさいますので、今日参加いただいている方たち、すべて応募資格がごさいます。応募方法でごさいますけれども、1名様1点として、ファクス、Eメール、あるいははがきで、4番の申し込みと書かれておりますが、愛称、愛称の解説、郵便番号、住所、氏名、電話番号、職業、年齢を記入していただいで、9月30日までにふじみ衛生組合のほうへ送っていただきたいと思ひます。

今日現在、応募状況ですけれども、16件ご応募をいただいでおります。締切が9月30日までですので、皆様もぜひ応募いただきたいと思ひます。

それから3点目の報告事項でごさいます。大気質のバックグラウンド濃度調査ということ、これが冬と春と行ひましたけれども、今度夏の調査でごさいます。測定いたします場所が三鷹市立南浦小学校と調布市のしいの木公園でごさいます。日程が8月17日から8月23日までの1週間、この間で測定をいたします。また結果が出ましたら皆様にご報告をさせていただきます。

以上3点、その他の報告は以上でごさいます。

B 委員 : 工事も進んで、クレーンも撤去されたし、大型もなくなったし、もっぱら電波障害について、私のほうは、いわゆる六本木対策でみんなケーブルが入っているんですよ。したがって、地デジについては、今ケーブルが全部流れているわけです。2015年の3月まで、アナログも流れているわけですよ。したがって、古いテレビでも十分映っているわけです。しかし、三鷹ケーブルテレビから、もう六本木対策は撤去しますと。いずれ撤去されるんですよ。撤去しますと来ているんですけども、いつやるかはまだ、でも明日やるかもわからないですよ。そのときにお宅は、こっちの方向は電波障害起きます、この間もありましたよね。それで、サカモトリフォームの検査やりましたよね。つまり、もうクレーンじゃなくて、建屋自体が障害を起こしているわけですよ。うちのテレビも北入らないですよ。昔の地デジのアンテナがありますからね。だから、建物自体によって電波障害が起きているんですから、やる前にちゃんと対策工事をやっってくださいよ。お願いします。

H 委員 : ただいま電波障害のお話をいただきました。今現在、地デジというのは東京タワーから放送をされております。それが来年の1月になりますと、スカイツリーからの本格運用が始まるということをごさいますので、その

本格運用が始まった時点で調査を行って、対策方法についてはその結果が出次第行っていきたいと思っております。

B 委員 : 電波障害がでてるのは、直してくれるんですね。

H 委員 : B委員のお宅につきまして対策済みです。

B 委員 : 私のところじゃないよ。私のところの組合だよ。

H 委員 : 今のところ出ている電波障害については、すべて対策済みだというふう
に認識しています。

B 委員 : いや、対策済みじゃないでしょう。

H 委員 : 対策済みですね。ちょっと個別に、出ているようでしたらまたお話をお
聞かせください。よろしくお願いします。

F 委員 : 私は、これもう7月末で、次回は8月30日ですよ。まだこれ結論出
ていないことで、課題に残っている。また整理したら今度8月30日です
よね。9月には締結というスケジュールになっているわけじゃないですか。
これ会議の進め方も含めて、もう少し会長のほうに、時間延長しないんだ
から、今日徹底的にやるんだったら別に構わないですよ。どんどん深掘り
していても。ちょっと議事進行のやり方で、私は今日の会議をずっと聞
いていて、こんなんでは9月の締結に向けて、我々だって、自治会に帰っ
たら住民に説明せにゃあならんわけですよ。自治会の会長が判こ押すんだ
から。そういう観点からいったら、だから前々から私は心配しているん
ですよ。時間切れ問題をね。こういう進みぐあいに私はすごく、住民側のほ
うに説明できない。後ろにいる住民側のほうに、じゃあこういう締結です
から、自治会長さん判こ押してくださいと説明ができない。固まらなかつ
たら。だからちょっと議事進行のあり方について、私はちょっとクレーム
をつけたいのと、それとこれ一番大事な資料8についても、これについて
も今日コメントないから、これ次回なんですね。

a 副会長 : 資料8は第4章のところになります。

A 参与 : 時間切れ問題は私どもも大変心配しております。私どもの環境センター
が、一応新しい新ごみ処理施設が稼働することによって停止することにな
るわけですよ。今の予定ではそうです。皆さんの調布市さんはそういう
ごみ処理場がありませんから、延命するとしても三鷹市は延命できるかも
しれませんが、行き先がなくなるわけでございますので、これは近くなれ
ばなるほど、そういう切迫した時間との闘いになります。今日委員の皆さ

んからそういうご意見が出たので、私ども大変それはありがたいご発言だと思いますが、ある時点でやっぱり、これは調布市さんともふじみという立場で意見を調整しなきゃいけないと思っていますけれども、この協定にすべて盛り込めるかという、やっぱり盛り込めない部分があると、正直言って私は思います。別に棚上げするとか、どこかに潜り込ませて、あと知らんふりするということではないですから。ですから、やっぱりおおむねの基本的な骨格はこうであると。あとは稼働してからも、信頼関係のもとで、専門委員会なり、あるいは継続する地元協議会の中でご議論を深めていくことは十分できますので、そういうことはいずれの時点かで私どもとしてもお話をせざるを得ないなというふうには思っていたところです。

ただ、今日は第3章の初めの説明ということで、あと第4章も大きな問題として、今F委員がご指摘のように残っておりますから、それについては十分とは言えないまでも、ご議論していただく中で、やはり9月末以降のところでは一定の決断、覚悟をやはり私どもとしてはせざるを得ないと思っています。皆さん方のほうでもまとめるための方向転換といいますか、そのための努力をしていかなければいけないなと、思っておりますのでぜひお願いします。ごみの問題は1日たりとも休めませんので、大変ご迷惑をかける問題ではありますけれども、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

b 副会長 : 今、F委員のほうから議事進行のあり方についてありましたので、会長ともども進行について気をつけていきたいというように思っております。そして何といたっても、これから行う3章というのは、この協定上の一番核になる部分だと思いますので、私どものほうとしては、しっかりこの場で議論していただきたいというように思っております。そういう意味を踏まえての、今三鷹市副市長の意見だというふうに理解しておりますので、まずはしっかりこの場で各委員が理解した上で話を進めていきたいと思っています。進行については一生懸命善処させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

(2) 次々回日程

会 長 : それでは次々回日程に移りたいと思います。次回は8月30日木曜日ということで決まっておりますので、次々回、9月の日程、提案ありました

ら事務局よりお願いします。

事務局 : それでは次々回は9月ということになります。9月の最後の週でお願いをしたいなと思っておりまして、私ども正副会長と調整させていただきました結果、9月24日月曜日から28日までの週の中で、25日がちょっと都合が悪いので、25日を除いた日ということで、具体的には24日、26日、27日、28日、この4日間のうちでご都合をお願いできればと思います。

F 委員 : ちょっといいですか。日程のことです。幹部の方で日程調整されたということで、それは一応の理解はするんですが、先ほども言いましたように、今この議事の進行状態を見れば、8月30日で全部めでたくまとめればいいですよ。1カ月単位に1回ということでやっているから、また9月の末になるのかもしれませんが、私はこれだけまだ課題が整理されていない、重要課題が残っている以上は、9月の会合をもっと早目にやって、それは準備はいろいろ大変なのかもしれないけれども、私は日程を早めて、少し9月に、何というんですか、クリアランスを設けておかないと、詰め詰めでいろいろやっていかなきゃいけないわけでしょう。だから私は見切り発車なるものになっていたら、これ最悪の事態ですから。最終判断をどこかでしなければならぬという表現がありましたけれども、見方を左右で見れば、これとらえ方はいろいろできる発言ですよ、今の発言は。だから、そのためにも日程はもうちょっと前倒しをして、クリアランスをとってほしいと思う。

会 長 : 8月の日程、30日とりましたよね。それで間に合わなければ、その9月の間で入れるということになりますので。そういうことをご理解をいただければと思います。

F 委員 : その前提だということですね。臨時会ありという話ですね。

会 長 : そうです。

(日程調整)

会 長 : では27日ということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

8月30日の進捗状況を見て、間に合わないようでしたら、この9月27日の前に入れるということをご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

長時間にわたりましてご協議をいただきましてありがとうございます。

本日はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございます。

20時42分 散会